

平成22年度 一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費
 4 項 林業費
 7 目 治山費
 8 款 土木費
 3 項 河川海岸費
 3 目 砂防費

治山砂防課 (内線: 7385)
 (単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
治山事業 [一般公共事業]	1,191,872	1,342,174	△150,302	508,695	(351,580) 528,000	0	155,177	県費負担 506,757
治山事業新規事業 業化調整費 [単県公共事業]	40,000	0	40,000	0	0	0	40,000	
砂防事業 [一般公共事業]	5,366,568	5,290,241	76,327	2,456,000	(1,083,480) 2,217,000	(負担金) 56,867	636,701	県費負担 1,720,181
砂防事業新規事業 業化調整費 [単県公共事業]	159,000	77,600	81,400	0	0	0	159,000	
トータルコスト	7,076,530円 (前年度 7,052,470千円) [正職員: 64.9人 非常勤職員: 7.1人]							
主な業務内容	計画説明、用地交渉、設計・積算業務、監督業務、国庫補助事務							
工程表の政策目標 (指標)	○整備が必要な土石流危険渓流1,626箇所での整備率の向上 (30年度末 整備箇所数: 536箇所 整備率: 33.0%) ○山地災害危険地区3,374箇所での整備率の向上 (30年度末 整備箇所数: 1,277箇所 整備率: 37.8%) ○23年度までに土砂災害危険箇所6,168箇所の土砂災害特別警戒区域(レッド区域)指定を全て完了(22年度末調査箇所数: 6,168 23年度末指定箇所数: 6,168)							

事業内容の説明

1 事業の背景及び目的

「災害に強い県土」をつくるため、土砂災害・山地災害等が発生しない、また、これら災害による被害を最小限に食い止められる砂防施設・治山施設のハード整備を実施するとともに、土砂災害特別警戒区域の調査・指定などのソフト施策を進め、災害への迅速な対応を推進する。

2 事業の内容

【砂防事業で施工中の砂防堰堤】

事業名	今年度	前年度	比較	箇所等
治山事業 (補助)	1,191,872	1,342,174	△ 150,302	
一般治山事業	832,549	975,512	△ 142,963	26箇所
地すべり防止事業	31,350	30,000	1,350	1箇所
漁場保全関連特定森林整備事業	237,540	336,662	△ 99,122	9箇所
公共事務費	90,433	0	90,433	
治山事業新規事業業化調整費	40,000	0	40,000	13箇所
砂防事業	5,366,568	5,290,241	76,327	
(通常・火山) 砂防事業	3,016,478	2,868,241	148,237	94箇所
特定緊急砂防事業	0	120,000	△ 120,000	完了
砂防激甚災害対策特別緊急事業	1,060,000	1,100,000	△ 40,000	10箇所
地すべり対策事業	128,000	252,000	△ 124,000	4箇所
急傾斜地崩壊対策事業	692,867	688,000	4,867	23箇所
砂防・急傾斜地基礎調査等ソフト事業	245,000	262,000	△ 17,000	土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査等のソフト事業
公共事務費	224,223	0	224,223	
砂防事業新規事業業化調整費	159,000	77,600	81,400	33箇所



(銀山川通常砂防事業)

3 これまでの取組状況、改善点

【目標】 【H21実績(見込み)】

砂防施設の計画的整備(土石流対策) : 累計 536箇所 → 393箇所
 治山施設の計画的整備 : 累計 1,277箇所 → 1,192箇所
 土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の調査と指定 : 調査累計 6,168箇所 → 4,620箇所
 指定累計 6,168箇所 → 157箇所

前年度は、砂防・治山施設についてはほぼ計画どおりに整備できた。土砂災害特別警戒区域の調査は概ね計画どおりに実施しているが、指定については土地利用の制限にかかることから関係者の理解を得ることが難しく、計画に対して遅延している。

以下により、なお一層、災害に強い県土への対応を図る。

- 山口県防府市で発生した災害時要援護者利用施設での土砂災害を踏まえ、災害時要援護者が24時間利用する施設について、砂防事業で新規に10箇所事業化。
- 土砂災害特別警戒区域については、区域指定の趣旨を関係者へ十分に説明し、理解を得ながら指定を推進。

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは、交付税措置を除いた額である。

県費負担は、起債上段〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。